

1 建築物

(4) 階段 ①

設計のポイント

階段の昇降は、高齢者、障害者等にとって大きな負担であるとともに、転落や転倒事故が起こりやすい危険性が高い場所であり、安全性の確保や上下移動の負担軽減に配慮することが必要です。

- 階段は、高齢者や杖使用者等に配慮し、上がりやすい勾配であるとともに、松葉杖の使用や介助等の可能な幅の確保が必要です。
- 回り階段はさけ、直階段や折れ階段とします。さらに、つまづいたり、滑ったりしないように段鼻の仕様への配慮や連続した手すりの設置が必要です。
- また、視覚障害者への配慮から、階段手前には段の存在を認識できる床材を敷設するとともに、手すりの端部には点字表示などの触覚表示が必要です。

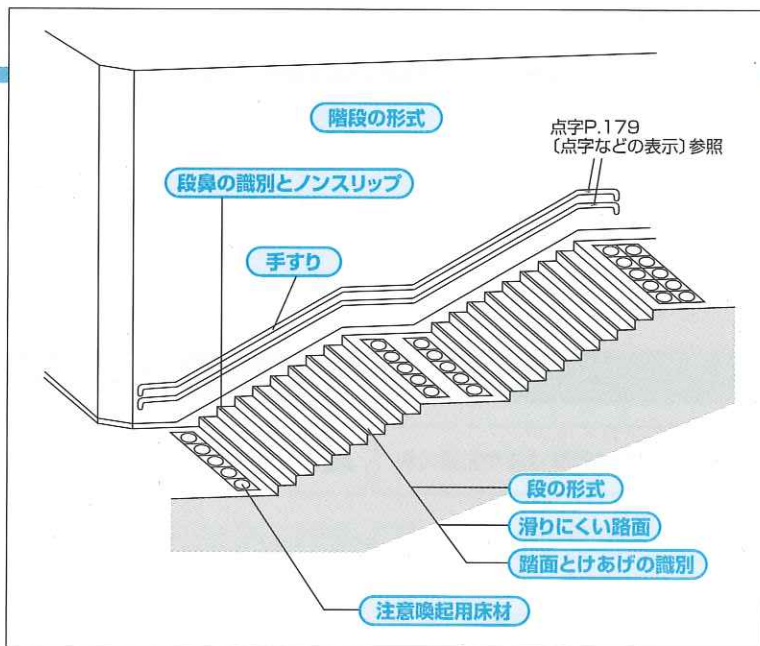
整備基準

【適用施設／建築物】

● 整備基準

多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段（その踊場を含む。以下この表において同じ。）は、次に定める構造とすること。

- ア 手すり^①を設けること。
- イ 主たる階段^②には、回り段^③を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合^④は、この限りでない。
- ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^⑤で仕上げること。
- エ 踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいもの^⑥とすること、踏面の先端部をその他の踏面部分及びけあげの色と明度の差の大きいもの^⑥とすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまづきにくいもの^⑦とすること。



さらに望ましい基準

●ハートビル法誘導的基準

階段

不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段は、次に定める構造（当該特定建築物が一般公共の用に供される自動車車庫である場合にあっては、次のイからトまでに定める構造）とすること。

- イ 幅は、内法を**150cm**以上とすること。
- ロ 蹴あげの寸法は、**16cm**以下とすること。
- ハ 踏面の寸法は、**30cm**以上とすること。
- ニ 両側に手すりを設けること。
- ホ 主たる階段には、回り段を設けないこと。
- ヘ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- ト 踏面の色を蹴あげの色と明度の差の大きいものとすること等により段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。
- チ 階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。

●基準の解説

- ① P.167〔手すり〕参照
- ② 主たる階段とは、利用者の用に供する階段のうち、主に利用されるものをいいます。
- ③ 回り段とは、らせん階段や踊場に段差を設け、踏面の幅が異なるものをいいます。
回り段は、路面幅が内側と外側で異なり、視覚障害者が段を踏みはす危険があります。又、垂直と回転動作が同時に起こることによってバランスを失うことがあるため危険です。
- ④ 構造及びスペースの関係上やむを得ないような場合をいいます。
- ⑤ 濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦な仕上げとします。〔P.163〔床（路面）仕上げの目安〕参照〕
- ⑥ 弱視者等が段の位置を識別しやすくし、安全に踏面を踏むことができるようにします。〔P.170参照〕
- ⑦ 蹴込板があり、段鼻が突き出していないものをいいます。

1 建築物

(4) 階段 ②

設計のポイント

● 条例による整備基準

◇ ハートビル法による誘導的基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

✖ 注意マーク

階段の整備例

▲ 手すりの取り付け高さは、1本の場合は75～85cmとし、子供、高齢者等の利用が多い施設については、2段で、高さを60～65cm、75～85cmとします。

▲ 階段の手すりの始点、終点には、30cm程度の水平部分を設け、廊下の手すりと連続させます。

● 手すりの位置
◇ 両側に手すりの設置

▲ 手すりには階数などを表示した点字プレートを設置します。

● 注意喚起用床材の敷設 [P.79 (視覚障害者を誘導する装置) 参照]

▲ 階段の上端及び下端に注意喚起用床材を敷設します。

▲ 階段の側面は両側とも壁であることが望ましいが、壁に接していない場合は、松葉杖等が落ちないように高さ5cm以上の立ち上がりを設けます。

● 注意喚起用床材の敷設

30cm程度

● 注意喚起用床材の敷設

● 表面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる

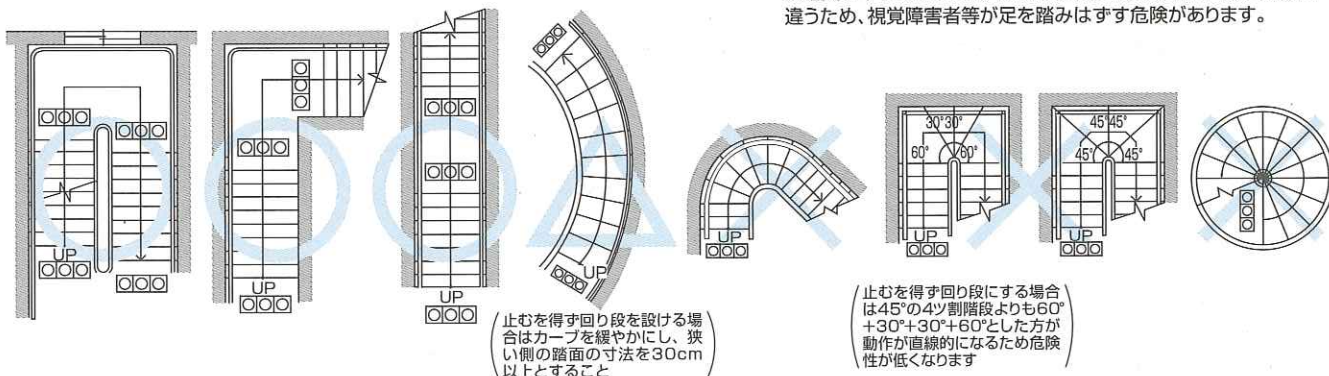
● 段は識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造

30cm程度

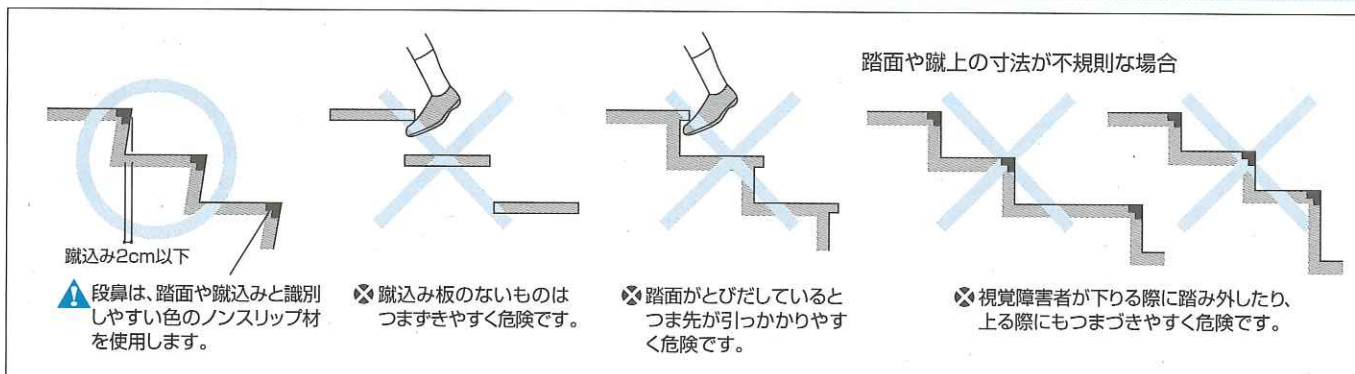
▲ 屋外階段は、排水について十分に配慮します。

階段の形式

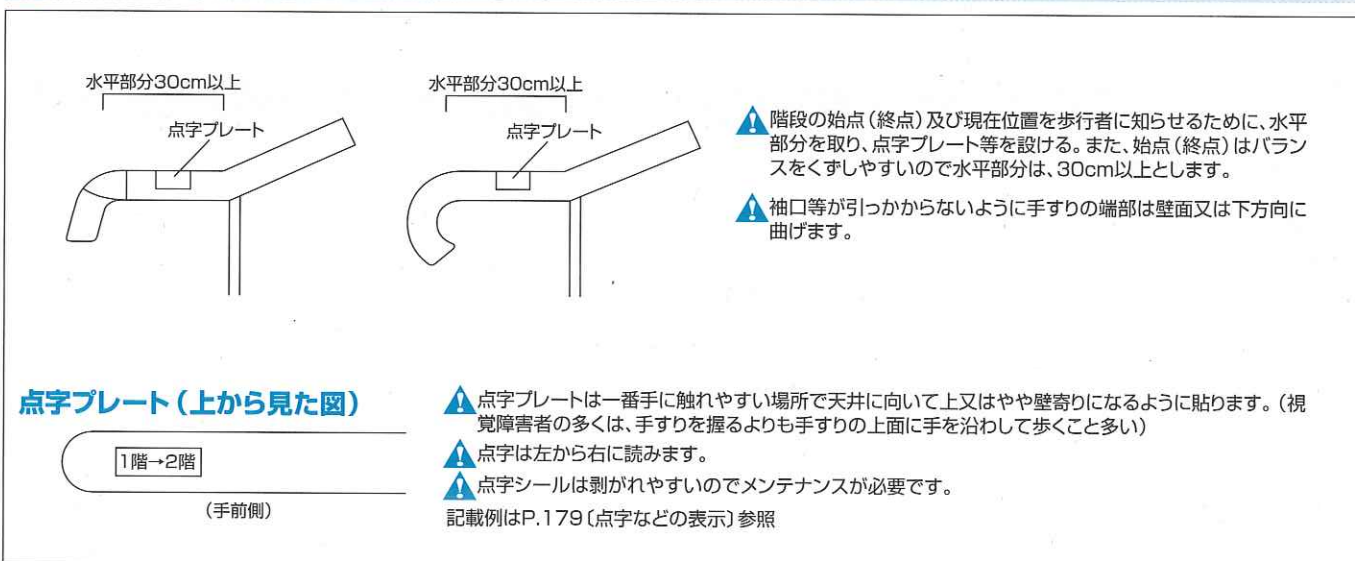
✖ 回り段は、垂直移動と回転動作が同時に起こることによってバランスを失いやすくなります。また、回り段は踏面の幅が内側と外側で違うため、視覚障害者等が足を踏みはずす危険があります。



段の形式



手すりの形状 (P.167〔手すり〕参照)



階段の幅員の広い場合の手すりの設置例

